

重要事項説明書

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

【目的】

滝野川病院附属介護老人保健施設（以下「当施設」という。）は、要支援状態又は要介護状態と認定させたご利用者様（以下「ご利用者様」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、ご利用者様がその有する能力に応じた日常生活を営むことができるように下記を目的とする。

- ① 馴染みの環境の中で、ご利用者様の役割が再獲得できるよう生活パターンや生活環境を整える
- ② 日常生活関連動作の自立が現状では難しく、生活リハビリを中心としたサービスで基本動作、日常生活活動の自立度を高める

ご利用者様の居宅における生活への復帰を目指した一定の期間短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、ご利用者様及びご利用者を保護する者（以下「保護者」という。）は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを本重要事項説明書の目的とします。

【適用期間】

本重要事項説明書は、ご利用者様が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、保護者に変更があった場合は、新たに同意を得ることとします。

ご利用者様は、前項に定める事項の他、本重要事項説明書、運営規定の改定が行われない限り、初回利用時の同意書提出をもって繰り返し当施設を利用することができるものとします。

【利用者からの解除】

ご利用者様及び保護者は、当施設に対し退所の意志表明をすることにより、ご利用者様の居宅介護サービス（介護予防支援計画書）計画書にかかわらず、本重要事項説明書に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合ご利用者様及び保護者は速やかに当施設及びご利用者様の居宅介護サービス（介護予防支援計画書）計画作成者に連絡するものとします。

【当施設からの解除】

当施設は、ご利用者様及び保護者に対し次に掲げる場合、本重要事項説明書に基づく入所利用解除・終了することができます。

1. ご利用者様が要介護認定において自立と認定された場合

2. ご利用者様の居宅介護サービス（介護予防支援計画書）計画書が作成されている場合は、その計画書で定められた当該利用日数を満了した場合
3. ご利用者様の病状、心身状態等が著しく悪化し当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
4. ご利用者様及び保護者が、本重要事項説明書に定める利用料金を滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず 5 日間以内に支払われない場合
5. ご利用者様が、当施設、当施設職員又は他の入所者に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
6. 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により当施設を利用していたことができない場合

【利用料金】

ご利用者様及び保護者は、連帯して当施設に対し本重要事項説明書に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払う義務があります。但し、当施設はご利用者様の経済状況等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

当施設は、同意書に定めるご利用者様及び保護者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書（退所月は退所日迄の合計額）を毎月 10 日に送付し、ご利用者様及び保護者は、連帯して当施設に対し該当合計額をその月の末日までに支払うものとします。

【記録】

当施設は、ご利用者様の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後 2 年間保管します。

当施設は、ご利用者様が上記の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。但し、保護者、その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、ご利用者様の承諾が得られた場合、その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

【身体拘束等】

当施設は、原則としてご利用者様に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害のおそれはある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、説明と同意を得てから身体拘束その他ご利用者様の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際のご利用者様の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

2 当施設は、身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施する。

- ① 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を 3 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業員に周知徹底を図る。
- ② 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

- ③ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

【虐待の防止等】

当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
- ② 虐待の防止のための指針を整備する。
- ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
- ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を配置する。

【秘密の保持】

当施設とその職員は、業務上知り得たご利用者様又は保護者若しくはその家族などに関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、下記①についての情報提供については、円滑なサービス提供を支援することから行うこととします。②についての情報提供については、ご利用者様及び保護者から予め同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスの利用のための区市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供あるいは適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ② 介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。なお、この場合、ご利用者様本人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- 上記に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。

【緊急時の対応】

当施設は、ご利用者様に対し、施設医師の医学的判断により受診が必要と認める場合、併設医療機関、協力医療機関、その他医療機関での診察を依頼することがあります。

当施設は、ご利用者様に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な場合、又は、専門的な医学的対応が必要と診断した場合は、他の専門的機関を紹介します。

上記の他、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用中にご利用者様の心身の状態が急変した場合は、当施設はご利用者様及び保護者が指定する者に対し緊急に連絡します。

【事故発生時の対応】

サービス提供等により事故が発生した場合、当施設はご利用者様に対し必要な措置を講じます。施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、併設医療機関、協力医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

上記の他、当施設はご利用者様の保護者等へ、また、保険者の指定する行政機関に対して

速やかに連絡します。

- ① 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)及び従業者に対する定期的な研修を実施する。
- ② 前①項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。

【要望又は苦情の申し出】

ご利用者様及び保護者は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望については、介護支援専門員、支援相談員に申し出ることができます。苦情につきましては当施設の事務長が責任をもって担当させていただきます。また、備え付けの用紙、管理者宛の文書で施設内に設置する「意見箱」に投函して申し立てることもできます。

＜行政機関相談窓口設置所＞

- ◆ 東京都北区介護保険課
電話 03-3908-1119
- ◆ 東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課
電話 03-5320-4587
- ◆ 東京都国民健康保険団体連合会介護相談指導課介護相談窓口
電話 03-6238-0177

【賠償責任】

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って、当施設の責に帰すべき事由によってご利用者様が損害を被った場合、当施設はご利用者様に対して損害を賠償するものとします。

ご利用者様の責に帰すべき事由によって当施設が損害を被った場合、ご利用者様及び保護者は連帯して当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

【個人情報の保護】

事業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びご利用者様の家族に関する秘密・個人情報については、ご利用者様又は第三者の生命、身体などに危険がある場合など正当な理由がある場合を除いて、契約中及び契約終了後、第三者に漏らすことはありません。

事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得たご利用者様及びご利用者様の家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じます。

事業者はご利用者様及びご利用者様の家族の個人情報をサービス担当者会議等において必要に応じて用いる場合以外には用いません。施設内においては、安全管理運営上、氏名等を呼ぶことや掲示することがあります。

【施設のご案内と介護保険サービスについて】

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 社会福祉法人新栄会 滝野川病院附属介護老人保健施設
- ・開設年月日 平成20年 6月 1日
- ・所在地 東京都北区滝野川二丁目 32 番地 12
- ・電話番号 03-5907-6910
- ・管理者名 高田 暁
- ・介護保険指定番号 第 1351780018 号 東京都

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上の介護などの介護保健施設サービスを提供することで、ご利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、居宅での生活を1日でも長く継続することができるようにし、1日でも早く家族での生活に戻ることができるように支援すること、また、ご利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、指定通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供して、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設の運営方針]

- ・ご利用者様にとって、快適な生活を送っていただけるように、高齢者ケアの基本を踏まえた日常生活サービスを提供します。
- ・家庭復帰を目指す施設として、職員とご家族様との結びつきを大切にして、ご利用者様とご家族様の絆がより深まるようなサポートを行います。
- ・ご利用者様の個々の症状、障害に応じたケア計画を作成します。
- ・より良いサービスの提供が行われるように、職員全員が研修、研鑽に励みます。
- ・生活リハビリを中心とした QOL の向上をはかります。
- ・ご利用者様、ご家族様のプライバシー及びご意見を尊重します。

(3) 入所定員等

- ・定員 58 名（療養室 個室 2 室 多床室 14 室）

(4) 職員体制（令和8年6月1日現在）

職 種	員 数
管理者	常勤 1 名（兼務）
医 師	常勤 2 名（兼務）
薬剤師	常勤 1 名（兼務）
看護師	常勤 7 名以上
介護職員	常勤 19 名以上（内介護福祉士 17 名） 非常勤 1 名
支援相談員	常勤 3 名（兼務）

介護支援専門員	常勤 2 名（兼務）
理学療法士	常勤 4 名（兼務）
作業療法士	常勤 2 名
言語聴覚士	常勤 1 名
管理栄養士	常勤 1 名以上（兼務）
事務員	常勤 1 名

2. サービス内容

① 食事（食事は原則として食堂でおとり頂きます）

朝食 7 時 30 分～ 8 時 20 分

昼食 12 時 00 分～ 12 時 50 分

夕食 18 時 00 分～ 18 時 50 分

② 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要するご利用者様には特別浴槽で対応します。

ご利用者様は週に最低 2 回ご利用いただけます。但し、ご利用様の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）

③ 医学的管理、看護

④ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）

⑤ 相談援助サービス

⑥ 理美容サービス（原則月 1 回業者が来所します。）ご利用時はサービスステーションでお申込みをお願い致します。

⑦ その他

サービスのなかにはご利用者様から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。別紙「利用料金表」をご参照下さい。

3. 利用料金

介護保険の各負担割合、食費、居住費、加算等を含んだ基本利用料金等が発生致します。利用料金は別紙「介護保険施設サービス（入所）利用料一覧表」をご覧ください。

4. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科医療機関に協力をいただき、ご利用者様の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

《協力医療機関》

名称 社会福祉法人新栄会 滝野川病院

住所 東京都北区滝野川 2-32-12

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構 東京山手メディカルセンター

住所 東京都新宿区百人町 3-22-1

《協力歯科医療機関》

名称 医療法人社団緑豊会 菊川おおにし歯科・矯正歯科
住所 東京都墨田区立川 3-6-12 ルーチェヴィラ菊川 1, 2F

◇緊急時の連絡先なお、緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

5. 施設利用にあたっての留意事項

なお、緊急の場合には「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

① 面会

面会は月～土曜日 午後 2 時から午後 8 時、日曜日・祝日 午前 10 時から午後 8 時になっております。面会時にはサービスステーションにて面会票をご記入また、飲食物の持ち込みについては、看護・介護職員までお申し出下さい。

療養上、衛生上の理由などにより制限のある場合があります。

②外出・外泊

サービスステーションにて外出・外泊の許可をお申し出下さい。

(ご利用者様の体調によって許可できない場合もありますが当施設では極力外出・外泊を奨励しております)

③飲酒

飲酒はご遠慮ください。

④喫煙

喫煙はご遠慮ください。

⑤火気の取扱い

施設内へのライター、マッチなどの持ち込みは可能ですが、サービスステーションにてお預かりいたします。

⑥ペット等の動物について

敷地内へのペット等の動物の持ち込みはご遠慮下さい。

⑦設備・備品

施設内の設備・備品をご利用の際は職員にお知らせ下さい。

危険防止のため浴室、機能訓練室、機械室、屋上へは職員不在時の入室はご遠慮下さい。

備品・設備を破損、破壊した場合は、弁償していただくことがあります。

⑧所持品・備品の持ち込み

それぞれの所持品・備品には記名をし、必要に応じ随時補充をお願いします。

⑨金銭・貴重品の管理

ご利用者様の金銭管理は自己管理が原則です。一時的に多額の現金・貴重品をお持ち込みの際は事前に職員にご相談下さい。

紛失、盗難については施設側では責任を負いかねますのでご了承下さい。

⑩洗濯物

入浴日の着替えのほか適時着替えをいたします。

私物衣類使用時は、洗濯物がありますのでご家族様で洗濯していただき、補充交換をお願いします。

⑪外泊時等の施設外での受診

介護老人保険施設には常勤医がいること、病状安定期の要介護者をお預かりする施設ということから、みだりに医療機関へ受診することは認められていません。

したがって外泊・外出時などの際に施設以外の医療機関で診察を受ける、薬をもらう、検査を受ける、処置を受ける等は原則としてできませんのでご了承下さい。

やむを得ず受診しなければならない場合は、受診前に施設へご連絡下さい。

また、高度な医療処置が必要な場合や容態が急変した場合は、医療機関に転院していただくこともあります。

⑫当施設では効果は同じだが名前の違う薬（ジェネリック医薬品）を使用する場合があります。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知装置、非常警報装置、避難器具、誘導灯及び誘導標識、防火戸、防火シャッター
- ・防災訓練 年2回以上

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、ご利用者様の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害時の発生時において、利用者に対する短期入所療養介護（予防短期入所療養介護）サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 当施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 当施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

9. 感染症の予防及びまん延の防止のための措置について

当施設は、感染症の発生及びまん延の防止のため、指針を整備し、対策を検討する委員会を開催するとともに、職員に対して研修、訓練を定期的に実施します。

10. ハラスメント防止対策

当施設は、適切な介護保健施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

11. 当施設職員の資質向上のために、その研修の機会を確保する。

2 当施設は、全ての従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な受講させるために必要な措置を講じるものとする。

【重要事項説明書に定めのない事項】

この重要事項説明書に定められていない事項は、介護保険施設法令その他諸法令に定めるところにより、ご利用者様又は保護者と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

令和 年 月 日

サービス提供にあたり、ご利用者様及び保護者に対して、本書面に基づいて重要事項の説明をしました。

事業者

所在地 東京都北区滝野川 2-32-12

名 称 滝野川病院附属介護老人保健施設

説明者

氏名 _____ 印

私は、本書面により事業者から施設サービスについての重要事項について説明を受けました。

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(保護者)

住 所 _____

氏 名 _____ 印

(続柄) _____